

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行の実施について

本市では、空家等対策の推進を図ることによる、生活環境の保全を目的として、平成25年度に「適正管理条例」を施行し、取り組みを行ってまいりました。

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、「笠間市空家等対策計画」を策定し、条例に基づく行政指導のほか、著しく危険な空家等を「特定空家等」と判定し、法に基づく行政指導を実施しているところです。

そのなかで、法に基づく「命令」の措置を行ったにもかかわらず、措置期限までに対応が見られないため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「行政代執行法」に基づく代執行を実施することを報告します。

1 特定空家等の概要

- ① 所在地 笠間市石井1121-2（用途：作業所・居宅）
- ② 所有者 市内在住（土地・建物とも同一所有者）

2 空家等の状況

- ① 住宅部分の基礎・土台・柱の傾斜が著しく外壁の一部が剥落
市職員有資格者（建築士）による調査では居宅部分については、全壊で倒壊の恐れありとの調査結果であった。
- ② 窓の開放・窓ガラスの破損等により、不特定者が容易に進入できる状態で放置されており、防犯や火災予防等の観点で周辺環境に悪影響を及ぼす状態となっている。

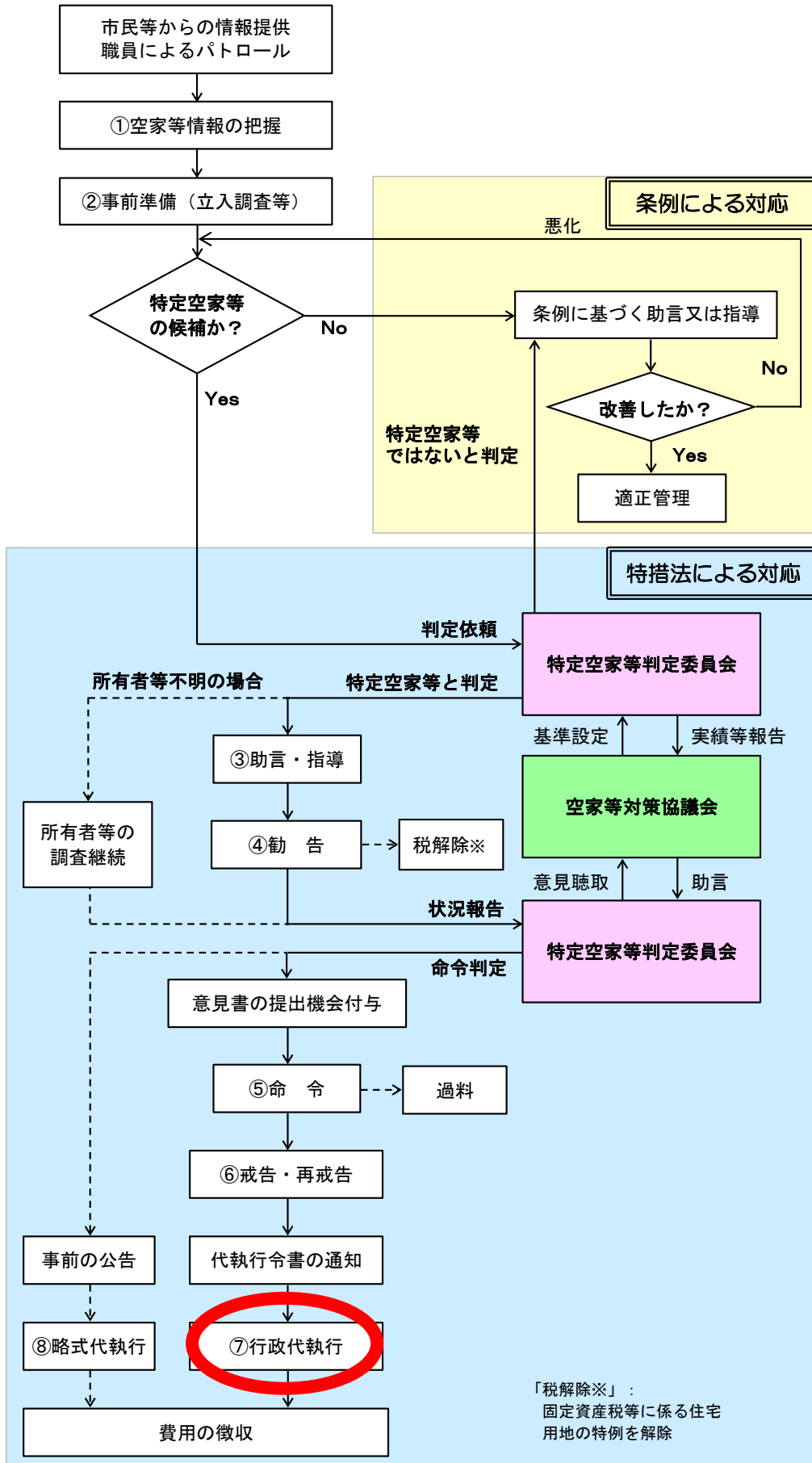
3 指導の経緯

平成25年より行政指導を開始し、条例・法令併せて7回の指導と1回の勧告を実施したが改善が見られないため、平成30年5月11日「命令」の措置を実施、平成30年6月11日「行政代執行法」に基づく「戒告」の措置を実施したものです。

※（措置期限平成30年7月11日）

4 今後の対応について

危険な住居部分の解体除却または安全対策が実施されないため、居宅部分の除却解体による安全確保を目的とした「行政代執行」を8月28日から実施する予定となります。



特定空家等の主な措置手順

《参考》 写真 (平成 29 年 10 月 6 日 立入調査実施時)

判定 : A 居宅→全壊、B 作業場→半壊、C 作業場→半壊



A 居宅部分